

Press Release

砺波労働基準監督署発表
令和6年7月17日（水）

【照会先】 砺波労働基準監督署
署長 山越 立
監督・安衛課長 谷川 晃司
(電話) 0763-32-3323

報道関係者 各位

木造家屋建築工事の関係者に対し 安全管理・労働時間管理講習会を開催します！！ ～いわゆる2024年問題への適切な対応等～

砺波労働基準監督署は、木造家屋の建築工事に携わる方の安全の確保及び労働条件の向上を図ることを目的に

- (1)現場の安全確保にかかる法令の改正等
 - (2)働き方改革推進のための改正労働基準法(36協定作成上の留意点等)
- 等について、下記により「安全管理・労働時間管理講習会」を開催します。

木造家屋建築工事業における労働災害の発生件数は、長期的には減少傾向ですが近年は増減を繰り返しています。富山県内においては、令和6年6月末で前年同期比約17%増と増加傾向であり労働災害防止対策の徹底が課題となっています。

また、働き方改革の一環として時間外労働の上限規制が労働基準法に規定されています。建設業をはじめ一部の業種では、長時間労働の背景に業務の特性や取引慣行の課題があることから上限規制の適用が猶予されていましたが、2024年4月から適用が開始されています。

建設現場の安全確保や労働時間の上限規制について理解を深めていただき、遵守徹底を図ることを目的として、下記により説明会を開催します。



記

開催日時：令和6年7月24日（金） 午後2時から午後3時まで

開催場所：砺波建築高等職業訓練校

（砺波市豊町2丁目16-12）

対象者：砺波市、小矢部市及び南砺市で木造家屋建築の事業を営む企業

取材方、どうぞよろしくお願いたします

建設業に携わるみなさまへ

くらし、
はたらき、
ともに
ススめ!



2024年
4月から

建設業にも

時間外労働の
上限規制が
適用されます

働き方改革
コンダクター
小芝風花

働き方改革を進めましょう! 詳しくは特設サイトへ!

